平成31年2月定例教育委員会議案

平成31年2月定例教育委員会提出案件

(平成31年2月15日提出)

(議案事項)

議第3号	平成30年度3月補正予算(第7号)について	P	1
議第4号	平成31年度当初予算について	Р	27
議第5号	中津市歴史民俗資料館設置条例を中津市歴史博物館 設置条例とする全部改正について	Р	35
議第6号	新中津市学校の設置及び管理に関する条例の制定に ついて	Р	41
議第7号	中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管 理に関する条例の一部改正について	Р	49
議第8号	中津市執行機関の付属機関の設置等の関する条例の 一部改正について	Р	53
議第9号	中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例 の一部改正について	Р	61
議第10号	中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に 関する条例の一部改正について	Р	65
議第11号	中津市体育施設条例の一部改正について	P	71
議第12号	第2期中津市教育振興基本計画の策定について	Р	77
議第13号	中津市子ども読書活動推進実施計画の改訂について	Р	79

平成30年度3月補正予算(第7号)について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	千円 10,630,471	千円 440, 235	千円 11,070,706
	1 市民税	4, 340, 413	339, 000	4, 679, 413
	2 固定資産税	4, 735, 315	100, 235	4, 835, 550
	3 軽自動車税	276, 614	1,000	277, 614
10 均	也方交付税	10, 687, 332	18, 782	10, 706, 114
	1 地方交付税	10, 687, 332	18, 782	10, 706, 114
13 传		643, 272	△3, 090	640, 182
	1 使用料	566, 837	△500	566, 337
	2 手数料	76, 435	△2, 590	73, 845
14 🗵	国庫支出金	6, 500, 014	△67, 067	6, 432, 947
	1 国庫負担金	5, 078, 594	△24, 727	5, 053, 867
	2 国庫補助金	1, 393, 826	△42, 583	1, 351, 243
	3 委託金	27, 594	243	27, 837
15 県		3, 155, 368	△34, 005	3, 121, 363
	1 県負担金	1, 868, 233	11, 804	1, 880, 037
	2 県補助金	1, 105, 439	△43, 202	1, 062, 237
	3 委託金	181, 696	△2, 607	179, 089
16 貝	才産収入	82, 533	17, 767	100, 300
	1 財産運用収入	56, 967	18, 097	75, 064
	2 財産売払収入	25, 566	△330	25, 236
17 岩	· 特附金	106, 772	3, 381	110, 153
	1 寄附金	106, 772	3, 381	110, 153
18 終	I 操入金	1, 807, 630	△679, 317	1, 128, 313
	1 基金繰入金	1, 780, 076	△679, 317	1, 100, 759
20 郬	者収入	499, 272	△26, 301	472, 971
	3 貸付金元利収入	57, 545	△10, 000	47, 545

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 受託事業収入	7, 577	△2, 380	5, 197
	5 雑入	423, 834	△13, 921	409, 913
21 f	· 万債	4, 243, 990	△142, 900	4, 101, 090
	1 市債	4, 243, 990	△142, 900	4, 101, 090
	歳 入 合 計	41, 600, 776	△472, 515	41, 128, 261

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諱	卷会費	千円 288, 998	千円 △600	千円 288, 398
	1 議会費	288, 998	△600	288, 398
2 糸	 	4, 294, 111	83, 785	4, 377, 896
	1 総務管理費	3, 569, 096	88, 525	3, 657, 621
	2 徴税費	383, 791	△2, 376	381, 415
	3 戸籍住民基本台帳費	225, 201	243	225, 444
	5 統計調査費	15, 078	△2, 607	12, 471
3 🗵		15, 492, 061	△24, 692	15, 467, 369
	1 社会福祉費	6, 572, 924	33, 384	6, 606, 308
	2 児童福祉費	6, 599, 445	△50, 575	6, 548, 870
	4 災害救助費	19, 189	△7, 501	11,688
4 徫	· 「大生費	3, 060, 533	△117, 708	2, 942, 825
	1 保健衛生費	1, 789, 720	△96, 327	1, 693, 393
	2 清掃費	1, 270, 813	△21, 381	1, 249, 432
5 労	方働費 「動費	32, 503	9	32, 512
	1 労働諸費	32, 503	9	32, 512
6	· 農林水産業費	1, 962, 728	△49, 729	1, 912, 999
	1 農業費	1, 479, 992	△20, 605	1, 459, 387
	2 林業費	312, 883	△37, 216	275, 667
	3 水産業費	169, 853	8, 092	177, 945
7 商	5工費	806, 032	△72, 632	733, 400
	1 商工費	806, 032	△72, 632	733, 400
8 ±	二木費	4, 767, 375	△366, 947	4, 400, 428
	1 土木管理費	233, 481	△6, 737	226, 744
	2 道路橋りょう費	1, 888, 995	△182, 902	1, 706, 093
	3 河川費	175, 202	△9, 400	165, 802

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 港湾費	29, 896	△13, 031	16, 865
	5 都市計画費	1, 832, 578	△52, 365	1, 780, 213
	6 住宅費	607, 223	△102, 512	504, 711
9 消	的費	1, 166, 160	9, 350	1, 175, 510
	1 消防費	1, 166, 160	9, 350	1, 175, 510
10 耄	文育費	4, 020, 722	123, 412	4, 144, 134
	1 教育総務費	714, 973	△7, 159	707, 814
	2 小学校費	467, 235	90, 467	557, 702
	3 中学校費	280, 220	77, 521	357, 741
	4 幼稚園費	261, 999	△8, 140	253, 859
	5 社会教育費	1, 446, 086	△28, 676	1, 417, 410
	6 保健体育費	850, 209	△601	849, 608
11 災	(害復旧費	344, 922	△45, 236	299, 686
	1 農林水産施設災害復旧費	150, 270	△10, 153	140, 117
	2 公共土木施設災害復旧費	192, 630	△35, 083	157, 547
12 夕	債費	5, 164, 629	△11, 527	5, 153, 102
	1 公債費	5, 164, 629	△11, 527	5, 153, 102
	歳 出 合 計	41, 600, 776	△472, 515	41, 128, 261

1. 追加 (単位:千円)

款	項	事 業 名	金	額
総務費	総務管理費	情報管理事業費		3, 699
総務費	総務管理費	防災設備整備事業費		3, 291
総務費	総務管理費	防災管理事業費(平成30年4月土砂災害関連)		2, 006
総務費	総務管理費	次世代につなぐ景観資源再生事業費		1, 130
総務費	戸籍住民基本台 帳費	戸籍住民基本台帳事業費		8, 453
民生費	社会福祉費	プレミアム付商品券事業費		7, 215
民生費	児童福祉費	システム改修委託料		972
民生費	児童福祉費	児童福祉施設整備事業費		9, 894
衛生費	清掃費	ごみ処理施設整備事業費 (クリーンプラザ)		16, 560
衛生費	清掃費	ごみ処理施設事業費(旧下毛第一清掃センター)		58, 104
衛生費	清掃費	災害等廃棄物処理事業費(平成30年4月土砂災害関 連)		12, 822
農林水産業費	農業費	担い手確保・経営強化支援事業費		12, 875
農林水産業費	林業費	市有林管理事業費		18, 567
農林水産業費	水産業費	漁港事業費		54, 281
土木費	土木管理費	特定既存耐震不適格建築物耐震化促進事業費		4, 512
土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう整備事業費(本耶馬渓支所)		9, 000
土木費	道路橋りょう費	鍋島桜洲橋県道線(3工区)道路改良事業費		2, 800
土木費	道路橋りょう費	杉畑上ノ畑線災害防除事業費		2, 419
土木費	道路橋りょう費	鍋島桜洲橋県道線(1工区)道路改良事業費		5, 500
土木費	道路橋りょう費	上池永大法寺永添線道路改良事業費		16, 864
土木費	道路橋りょう費	町丈線道路改良舗装事業費		3,600
土木費	道路橋りょう費	庄屋村線(記念橋)橋りょう整備事業費		61, 850

款	項	事業名	金	額
土木費	道路橋りょう費	奥江線道路横断函渠整備事業費		9,000
土木費	道路橋りょう費	上ノ原線道路整備事業費		10, 500
土木費	河川費	河川整備事業費		20,000
土木費	都市計画費	景観形成補助事業費		10,000
消防費	消防費	非常備消防施設整備事業費		8, 399
教育費	小学校費	小学校トイレ改修事業費		95, 800
教育費	中学校費	中学校トイレ改修事業費		75, 100
教育費	社会教育費	和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業費		21, 828
教育費	社会教育費	中津市歴史博物館(仮称)建設事業費		24, 050
教育費	社会教育費	学習交流施設(現歴史民俗資料館)耐震・改修事業費		112, 440
災害復旧費	農林水産施設災 害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費(平成29年7月 豪雨関連)(耶馬溪)		660
災害復旧費	農林水産施設災 害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費(平成30年7月 豪雨関連)		25, 600
災害復旧費	農林水産施設災 害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費(平成30年7月 豪雨関連)(耶馬溪)		9, 075
災害復旧費	農林水産施設災 害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費(平成30年台風 24号関連)		2,000
災害復旧費	農林水産施設災 害復旧費	林業用施設災害復旧事業費(平成30年7月豪雨関 連)(耶馬溪)		1, 696
災害復旧費	公共土木施設災 害復旧費	道路災害復旧事業費(平成30年4月土砂災害関連)		36, 076
災害復旧費	公共土木施設災 害復旧費	河川堤防災害復旧事業費(平成29年7月豪雨関連) (耶馬溪)		1, 449
災害復旧費	公共土木施設災 害復旧費	河川堤防災害復旧事業費(平成30年7月豪雨関連) (耶馬溪)		267

2. 変更 (単位:千円)

款	項	補 正	前	補 正 後	Ž Ž
办人	垻	事 業 名	金 額	事 業 名	金額
総務費	総務管理費	排水施設管理事業費	23, 819	排水施設管理事業費	36, 229
土木費	道路橋りょう費	下池永西大新田線外1線 道路整備事業費	166, 620	下池永西大新田線外1線 道路整備事業費	211, 386

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事	項	期	間	限	度	額
粗大ごみ収集運搬業務委託料		平成31	年度まで	3, 3'	78千	円以内
一般廃棄物収集運搬業務委託料		平成31	年度まで	169, 9	40千	円以内
犬猫等死骸収集運搬業務委託料		平成31	年度まで	1, 2	42千	円以内
昇降機保守点検委託料		平成31	年度まで	1, 3	48千	円以内
電気工作物保安点検委託料		平成31	年度まで	79	91千	円以内
埋立処分場運転管理業務委託料		平成31	年度まで	5, 0	12千	円以内
資源物収集運搬委託料(古紙・古布等	(1)	平成31	年度まで	26, 60	61千	円以内
福澤諭吉記念館指定管理委託料		平成32	年度まで	11, 5	19千	円以内

1. 追加 (単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設大規模改造事 業	65, 300	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる資金について、	政府資金及び大分県については、 その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによ る。
中学校施設大規模改造事 業	51,000	政府資金 大銀元の他	利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2. 変更 (単位:千円)

起債の目的	補	I	Ē	前	補	正	1	後											
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法											
市有財産整備事業	6, 600				3, 600														
バス運行事業	52, 200				50, 700														
コアやまくに施設整備事 業	60, 200				48, 300														
地域振興対策事業	6,600				3, 100														
防 災 事 業	111,000			政府資金 及び大分県 については、	105, 300														
社会福祉施設整備事業	40, 800	証書借入	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で	その融資条 件により、銀 行その他の 場合にはそ	39, 000														
ごみ処理施設事業	60, 800	又 は 証券発行	借入れる 資金につ いて、利	の債権者と 協定するも のによる。	60, 200	補 正	 前 に	同门											
中山間地域等直接支払事 業	26, 300	政府分のの	大 分 県	大 分 県	大分県行他と後で該後	大分県 しを行った	大 分 県	大 分 県	大 分 県		大 分 県	大 分 県 しを行 銀 行 後に	大分県 しを行った 銀行 後におい	大分県 しを行った財 銀行 後においる	ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償	25, 800	1111	_ H1 (C	
農地管理事業県工事負担 金	98, 500						i	還期限を短 縮し、【還も と【遺伝】	103, 200										
営農飲雑用水整備事業	4,800												に借換えす ることができ る。	3, 500					
鳥獣被害対策関係事業	19, 500				15, 600														
漁港事業	15, 600				22, 800														
観光施設整備事業	101, 400				74, 600														
道路橋りょう新設改良事 業	355, 100				282, 100														

	補		·	iji	補	正.		: 十円) 後
起債の目的		起債の方法		ij 償還の方法	限度額	起債の方法		ス 償還の方法
社会資本整備事業	294, 000				252, 200			
砂防事業	57, 400				53, 400			
港湾改修事業	26, 100				15, 200			
街路事業県工事負担金	61, 200				19, 800			
道 路 整 備 事 業 (都市再生整備計画事 業)	86, 100				91, 200			
公営住宅整備事業	163, 200				125, 500			
非常備消防施設整備事業	41,500			政府資金 及(5大分県	38, 700		. .	
和田コミュニティーセン ター (仮称) 建設事業	23, 900		4.0%以内 (ただし、	については、 その融資条 件により、銀	20, 800			
中津市歴史博物館(仮称)建設事業	377, 800	証書借入 又 は 証券発行	し方式で	行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも	372, 800			
その他体育施設整備事業	31, 200	政府資金 大 分 県	いて、利 率の見直 しを行った	のによる。 ただし、市 財政の都合	33, 500	補正	前に	同じ
学校給食整備事業	19, 600	銀行その他	後におい ては、当 該見直し	により据置 期間及び短 環期限を短 縮し、又	15, 400			
展 地 及 び 農 業 用 施 設 災害復旧事業 (過年度 分)	31, 800	_ 	率)	は低利 に借換えす ることができ	34, 800	- 	- -	_ .
農地及び農業用施設災害復旧事業	13, 000			వే.	16, 300			
林 業 用 施 設 災害復旧事業(過年度) 分	2, 700				4, 400			
林 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	8, 700				11, 100			
道 路 橋 り ょ う 災害復旧事業 (過年度 分)	28, 000				20, 300			
道路橋りょう災害復旧事業	8, 400				15, 000			
河 川 堤 災害復旧事業(過年度 分	34, 800				22, 200			
河 川 堤 防 災 害 復 旧 事 業	13, 200				22, 400			

1 4 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金

	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 区 分 金 額	説明
	4 土木費国庫補助金	1, 006, 938	△86, 836	920, 102	1 道路橋りょう △56,250 費補助金	社会資本整備総合交付金 △56, 250
					3 住宅費補助金 △30,586	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 △28, 294 △28, 294
	5 教育費国庫補助金	17, 330	53, 831	71, 161	1 小学校費補助 30,364 金	学校施設環境改善交付金 30,364
					2 中学校費補助 23,668	特別支援教育就学奨励費補助金 △239 学校施設環境改善交付金 23,907
					3 幼稚園費補助 △201 金	幼稚園就園奨励費補助金(私立) △201
3	委託金	27, 594	243	27, 837		
	1 総務費委託金	5, 456	243	5, 699	2 戸籍住民基本 24: 台帳費委託金	中長期在留者住居地届出等事務費委託金 243
15	県支出金	3, 155, 368	△34, 005	3, 121, 363		
1	県負担金	1, 868, 233	11, 804	1, 880, 037		
	2 民生費県負担金	1, 866, 496	11, 804	1, 878, 300	1 社会福祉費負 16,669 担金	国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分) 8,046 国民健康保険基盤安定負担金(保険税軽減分) 8,411 障害者自立支援医療費負担金 △364 介護給付・訓練等給付費負担金 2,831 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △7,515 障害児通所給付費負担金 4,773 低所得者保険料軽減負担金 487
					2 児童福祉費負 △4,868 担金	児童入所施設措置費等県費負担金
2	県補助金	1, 105, 439	△43, 202	1, 062, 237		
	1 総務費県補助金	56, 712	501	57, 213	4 防災管理費補 50. 助金	土砂災害情報提供強化事業費補助金 501

15款 県支出金 2項 県補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	<u>節</u> 区 分	金 額	· 説 明
2 民生費県補助金	454, 783	△1, 497	453, 286	1 社会福祉費補助金		在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金 重度心身障害者医療費補助金 在宅高齢者住宅改造助成事業補助金 障害者地域生活支援事業費補助金 自殺予防対策強化事業費補助金 施設開設準備経費等支援事業費補助金 軽度・中度聴覚障がい児支援事業費補助金 福祉避難所施設整備補助金
				2 児童福祉費補助金	△458	ひとり親家庭医療費補助金 地域子ども・子育て支援事業費補助金 認定こども園整備事業費補助金 子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業補助金 子どもの居場所機能強化事業補助金
3 衛生費県補助金	132, 287	△6, 653	125, 634	1 保健衛生費補助金	△6, 653	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金 地域子ども・子育て支援事業費補助金 大分県骨髄移植ドナー支援事業費補助金
4 農林水産業費県補助金	365, 835	△14, 781	351, 054	1 農業費補助金	△5, 186	農業委員会交付金 中山間地域等直接支払交付金 低コスト肉用牛地域活性化事業補助金 活力ある水田農業振興対策事業補助金 環境保全型農業直接支払交付金 機構集積協力金事業補助金 担い手確保・経営強化支援事業費補助金
				2 林業費補助金	△9, 595	森林整備地域活動支援交付金交付事業補助金 森林病害虫等防除事業補助金 大分県有害鳥獣被害対策関係事業補助金(防護柵設置事業) 市町村森林所有者情報活用推進事業補助金 森林作業道整備事業補助金 大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金
5 商工費県補助金	40, 039	△17, 768	22, 271	1 商工費補助金	△1,000	生活支援型商店街機能強化事業補助金
				2 観光費補助金	△16, 768	地域活力づくり総合補助金 大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金
6 土木費県補助金	21, 816	△443	21, 373	2 住宅費補助金	△443	木造住宅耐震化促進事業費補助金 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 ブロック塀等除去事業費補助金
7 教育費県補助金	17, 992	$\triangle 2,561$	15, 431	2 社会教育費補助金	△2, 561	地域「協育力」向上支援事業費補助金
委託金	181, 696	△2, 607	179, 089			
1 総務費委託金	158, 336	△2, 607	155, 729	4 統計調査費委託金	△2, 607	工業統計調査委託金 2018年漁業センサス委託金 平成30年住宅・土地統計調査委託金 平成31年経済センサス基礎調査準備委託金 2020年世界農林業センサス準備委託金

15款 県支出金 3項 委託金

		款	項	目	補正前の額	補正額	計
16		財産収入			82, 533	17, 767	100, 300
	1	財産運用収入			56, 967	18, 097	75, 064
		2 利子及び配当金	:		10, 145	1, 852	11, 997

一般会計

		節			금사	DFI	
	区	分	金	額	説	明	
					平成32年国勢調査準備委託金		△7
4	財政調	整基金		2, 403	財政調整基金利子収入		2, 403
	利子収	ス入					
5	減債基	金利子		△691	減債基金利子収入		△691
	収入						
7	スポー	- -ツ振興		5			5
	基金利	一子収入					•
L							
8	福祉振	興基金		633	福祉振興基金利子収入		633
	利子収	八					
9	よろさ	とスポ		19			19
		興基金		13	のでこれが、 / MXXX基準件 / W/		13
i	利子収						
10	青少年	健全育		△3	青少年健全育成基金利子収入		△3
! 	成基金	利子収					•
İ	入						1
	> 7 +	と水と		26	→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →		
11				20	ふるさと水と土保全対策基金利子収入		26
		対策基					
	金利子	-収人					
12	職員退	上職手当 上職手当		156	職員退職手当基金利子収入		156
	基金利]子収入					
13	拠点基	金利子		△294	拠点基金利子収入		△294
	収入						

	款	項	目	補正前の額	補	正額	計
4	基金運用収入			18, 701		16, 245	34, 946

	節		±14.	明
	区 分	金 額	説	l 'Π
14	耶馬の森林活	4	0 耶馬の森林活性化基金利子収入	20
	性化基金利子			
	収入			
15	地域振興基金	$\triangle 49$	4 地域振興基金利子収入	△494
	利子収入			
17	ふるさとなか	(6 ふるさとなかつ応援基金利子収入	66
	つ応援基金利			
	子収入			
20	情報処理関係		3 情報処理関係職業訓練支援基金利子収入	3
	職業訓練支援			
	基金利子収入			
21	子育て支援基		3 子育て支援基金利子収入	3
	金利子収入			
1	財政調整基金	7, 0	0 財政調整基金運用収入	7, 050
	運用収入			
2	減債基金運用	1, 3	4 減債基金運用収入	1, 314
	収入			
4	職員退職手当	2	0 職員退職手当基金運用収入	210
	基金運用収入			
5	水島公園基金		2 水島公園基金運用収入	2
	運用収入			
6	スポーツ振興		2 スポーツ振興基金運用収入	12
	基金運用収入			
Ĺ.			 - 	·

16款 財産収入

1項 財産運用収入

	款	項	目	補正前の額	補正額	計

一般会計

	節					
	区分	金額		説	明	
7	福祉振興基金	1, 8	11	福祉振興基金運用収入		1,811
	運用収入					
_						
8	ふるさとスポ	(63	ふるさとスポーツ振興基金運用収入		63
	ーツ振興基金					
	運用収入					Ī
	+ 		10	to be feel A to Diff A VII II do a		
9	青少年健全育		16	青少年健全育成基金運用収入		16
	成基金運用収					
	入					
10	ふるさと水と		84			84
	土保全対策基					
	金運用収入					
	业进川权八					
11	拠点基金運用	1, 4	93	拠点基金運用収入		1, 493
	収入					
1.0	型用の木井区		40	₩₩ ○老井区U. U. 甘 △ ₩ □ @ 1		40
12	耶馬の森林活		48	耶馬の森林活性化基金運用収入		48
	性化基金運用					
	収入					
13	地域振興基金	4, 0	03	地域振興基金運用収入		4, 003
	運用収入					·
	X2/14 D4/					
14	ふるさとなか	1:	26	ふるさとなかつ応援基金運用収入		126
	つ応援基金運					
	用収入					
	1± +n /n -m == 1			LE +U LU YU BU IZ III 사사 그 나 사는 그 보고 나 그		_
16	情報処理関係		6	情報処理関係職業訓練支援基金運用収入		6
	職業訓練支援					
	基金運用収入					

16款 財産収入

1項 財産運用収入

日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			款項目	補正前の額	補正額	計	節			明
対策の対抗人 26,500 点300 25,250 金田県人 金田県 金田県人 金田県人 金田県 金田県人 金田県人 金田県 金田県人 金田県 金田県人 金田県 金田県人 金田県 金田県人 金田県 金田県人 金田県 金田県人 金田県人 金田県人 金田県 金田県人 金田県 金田県 金田県 金田県 金田県 金田県 金田県 金田県人 金田県				THIL FII Vノ(現	佣 业 俄	日	区 分	金額	成化	רפּ
1							17 子育て支援基	7	子育て支援基金運用収入	7
1 2 財産が組入 25.565 △50 25.20 1 中海で収入 6,90 12.76 1 不製産が収入 5,765 6,90 12.76 1 中海で収入 6,90 市産株型収入 0,90 1 新金地収入 19,801 △7,300 12,501 1 布倉井で収入 △7,300 市産株型収入 △7,300 1 東田金 1,06,772 3,784 116,133 1 1 投資業等盈余 1,351 119 1,800 1 生金配量素 110 福祉村産資料金 110 1 投資業等額金 1,351 119 1,800 1 生金配養養業 1,000 計金配養養業等額金 1,000 計金配養養業等額金 1,000 計金配養養業等額金 1,000 計金配養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養							金運用収入			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							EXE/14 04/			
1 不動應完料以入 5.795 6.970 12.755 1.上地記地以入 6.970 百有地记载收入 6.970 670 1.9		2	財産売払収入	25, 566	△330	25, 236				
2 他品类和收入										
17]	1 不動産売払収入	5, 765	6, 970	12, 735	1 土地売払収入	6, 970	市有地売払収入	6, 970
Total										
1 書籍金 106,772 3,381 110,153 4 契令責备符金 1,181 119 1,300 5 教育責备符金 2,390 3,202 5,612 1 1 決会教育責金 1,000 社会教育研查 1,250 2 2 小学校費等附 1,250 小学校指定寄附金 1,250 3 4 中学校費等附 1,002 中学校指定寄附金 1,012 4 4 中学校理等附 1,002 中学校指定寄附金 1,012 5 4 中学校报查等附金 1,012 中学校指定寄附金 1,012 6 4 中学校理等所 1,012 中学校报查等所金 1,012 7 4 日本金編入金 1,780,076 △679,317 1,100,788 1 基金編入金 1,780,076 △679,317 1,100,788 1 財政調整基金編入金 △180,240 参7,729 1 財政調整基金 △180,240 財政調整基金編入金 △180,240 2 教育基金編入金 400,000 △300,000 100,000 1 政備基金編入 △300,000 政債基金編入金 △200,000		4	2 物品売払収入	19, 801	△7, 300	12, 501	1 物品売払収入	△7, 300	市有林売払収入	△7, 300
1 書籍金 106,772 3,381 110,153 4 契令責备符金 1,181 119 1,300 5 教育責备符金 2,390 3,202 5,612 1 1 決会教育責金 1,000 社会教育研查 1,250 2 2 小学校費等附 1,250 小学校指定寄附金 1,250 3 4 中学校費等附 1,002 中学校指定寄附金 1,012 4 4 中学校理等附 1,002 中学校指定寄附金 1,012 5 4 中学校报查等附金 1,012 中学校指定寄附金 1,012 6 4 中学校理等所 1,012 中学校报查等所金 1,012 7 4 日本金編入金 1,780,076 △679,317 1,100,788 1 基金編入金 1,780,076 △679,317 1,100,788 1 財政調整基金編入金 △180,240 参7,729 1 財政調整基金 △180,240 財政調整基金編入金 △180,240 2 教育基金編入金 400,000 △300,000 100,000 1 政備基金編入 △300,000 政債基金編入金 △200,000										
1 社会都能费寄 119	17		寄附金	106, 772	3, 381	110, 153				
1 社会都能费寄 119										
B		1	寄附金	106, 772	3, 381	110, 153				
Ph										
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		4	4 民生費寄附金	1, 181	119	1, 300	1 社会福祉費寄	119	福祉指定寄附金 	119
財金							附金			
財金		-		· 						
18 據入金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金維入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金維入金 1,760,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金維入金 1,760,076 △679,317 1,100,759 2 液体基金維入金 1,760,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金維入金 △180,240 財政調整基金維入金 △180,240 2 液体基金維入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金維入 △300,000 減債基金維入金 △300,000			5 教育費寄附金	2, 350	3, 262	5, 612	1 社会教育費寄	1,000	社会教育指定寄附金	1,000
18 線人金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 2 減債基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 △180,240 財政調整基金繰入金 2 減債基金繰入金 △300,000 100,000							附金			
18 線人金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 2 減債基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 △180,240 財政調整基金繰入金 2 減債基金繰入金 △300,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入 △300,000 減債基金繰入金 △300,000										
18 綠入金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 2 減債基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入 △300,000 減債基金繰入金 △300,000							2 小学校費寄附	1, 250	小学校指定寄附金	1, 250
18 綠入金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 2 減債基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入 △300,000 減債基金繰入金 △300,000							金			•
18 練入金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入 △300,000 減債基金繰入金							11/2.			
18 練入金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入 △300,000 減債基金繰入金							3 中学校費寄附	1,012	中学校指定寄附金	1,012
18 線入金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入金 △300,000 減債基金繰入金										· •
18 線入金 1,807,630 △679,317 1,128,313 1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入金 △300,000 減債基金繰入金							並			:
1 基金繰入金 1,780,076 △679,317 1,100,759 1 財政調整基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入金 △300,000 1減債基金繰入 2 減債基金繰入金 △300,000		-							 	
1 財政調整基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 1 財政調整基金 △180,240 財政調整基金繰入金 △180,240 財政調整基金繰入金 △2 減債基金繰入金 △300,000 △30	10		/木/\亚	1,007,000	△079, 317	1, 120, 515				
1 財政調整基金繰入金 767,969 △180,240 587,729 1 財政調整基金 △180,240 財政調整基金繰入金 △180,240 財政調整基金繰入金 △2 減債基金繰入金 △300,000 △30		1	基金繰入金	1, 780, 076	△679, 317	1. 100. 759				
2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入 △300,000 減債基金繰入金				1,100,010	۵.0, ۵1.	1, 100, 100				
2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入 △300,000 減債基金繰入金			1 財政調整基金繰入金	767, 969	△180, 240	587, 729	1 財政調整基金	△180, 240	財政調整基金繰入金	△180, 240
2 減債基金繰入金 400,000 △300,000 100,000 1 減債基金繰入 △300,000 減債基金繰入金										·
							深八 並			
			2 減債基金繰入金	400 000	△300_000	100 000	1 減債其余級 7	△300 000		∧300_000
			PAIR CE JE MAN NE	100,000	<u></u>	100, 000				۵۵۵, ۵۵۵
							金			

4項 受託事業収入

		款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 説 明	
	3	教育費受託事業収入	7, 322	△2, 379	4, 943	1 遺跡調査業務 △2,379 遺跡調査業務受託事業収入 受託事業収入	△2, 379
	5	雅入	423, 834	△13, 921	409, 913		
	3	3 雑入	423, 825	△13, 921	409, 904	4 JR用地賃借 △20 高架下自転車置場賃借団体等負担金収入 団体等負担金 収入	△20
						9 雑入	
21		市債	4, 243, 990	△142, 900	4, 101, 090		
	1	市債	4, 243, 990	△142, 900	4, 101, 090		
	1	1 総務債	249, 200	△25, 600	223, 600	1 総務管理債 △25,600 バス運行事業債 地域振興対策事業債 コアやまくに施設整備事業債 防災事業債 市有財産整備事業債	$\triangle 1,500$ $\triangle 3,500$ $\triangle 11,900$ $\triangle 5,700$ $\triangle 3,000$
	2	2 民生債	189, 500	△1,800	187, 700	1 社会福祉債 △1,800 社会福祉施設整備事業債	△1,800
	3	3 衛生債	60, 800	△600	60, 200	2 清掃債 △600 ごみ処理施設事業債	△600
	4	4 農林水産業債	238, 500	6, 200	244, 700	1 農業債 2,900 営農飲雑用水整備事業債 中山間地域等直接支払事業債 農地管理事業県工事負担金債	△1, 300 △500 4, 700
						2 林業債 △3,900 鳥獣被害対策関係事業債	△3, 900
						3 水産業債 7,200 漁港事業債	7, 200
	5	5 商工債	101, 400	△26, 800	74, 600	1 商工債 △26,800 観光施設整備事業債	△26, 800

	款	項目	Ħ	対正 前の類		計		節		明
	办人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		竹工刊の存	州 止 頓	н	区分	金額	R/L	9J
6	5 土木債			1, 355, 600	△203, 700	1, 151, 900	1 道路橋り 債	よう △114,8	0 道路橋りょう新設改良事業債 社会資本整備事業債	△73, 000 △41, 800
							2 河川債	△4, 0	00 砂防事業債	△4, 000
							3 港湾債	△10, 9	00 港湾改修事業債	△10, 900
							4 都市計画	債 △36,36	0 道路整備事業債(都市再生整備計画事業) 街路事業県工事負担金債	5, 100 △41, 400
							5 住宅債	△37, 7	00 公営住宅整備事業債	△37, 700
	7 消防債			76, 700	△2,800	73, 900	1 消防債	△2, 8	10 非常備消防施設整備事業債	△2, 800
8	3 教育債			551, 400	106, 300	657, 700	1 小学校債	65, 3	0 小学校施設大規模改造事業債	65, 300
							2 中学校債	51, 0	00 中学校施設大規模改造事業債	51, 000
							4 社会教育	債 △8,1	の 和田コミュニティーセンター (仮称) 建設事業債 中津市歴史博物館 (仮称) 建設事業債	△3, 100 △5, 000
							5 保健体育	債 △1,9	0 学校給食整備事業債 その他体育施設整備事業債	△4, 200 2, 300
10	災害復旧債			142, 300	5, 900	148, 200	1 農林水産 災害復日		機地及び農業用施設災害復旧事業債 林業用施設災害復旧事業債 農地及び農業用施設災害復旧事業債(過年度分) 林業用施設災害復旧事業債(過年度分)	3, 300 2, 400 3, 000 1, 700
							2 公共土木 災害復旧		河川堤防災害復旧事業債 道路橋りょう災害復旧事業債 河川堤防災害復旧事業債(過年度分) 道路橋りょう災害復旧事業債(過年度分)	9, 200 6, 600 △12, 600 △7, 700

1項 教育総務費

							補	正額の	財 源 内	訳
	7	款 :	項 目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
							国県支出金	地方債	その他	/4XXI 1//N
10			教育費	4, 020, 722	123, 412	4, 144, 134	47, 688	106, 300	△5, 501	△25, 075
	1		教育総務費	714, 973	△7, 159	707, 814			13	△7, 172
		2	事務局費	426, 140	△5, 203	420, 937				△5, 203
		3	教育振興費	281, 246	△1, 851	279, 395			13 財産収入 13	△1, 864
		4	教育指導費	5, 099	△105	4, 994				△105

	節			
区	分	金額	説	明
3 職	員手当等	△3, 659	001 職員給与費 03 職員手当等 (一般職退職手当)	\triangle 3, 659 \triangle 3, 659 $(\triangle$ 3, 659)
7 賃	金	△1, 544	003 事務局事業費	$(\triangle 3, 639)$ $\triangle 1, 544$ $\triangle 1, 544$ $(\triangle 1, 544)$
8 報	償費	△1, 864	001 教育振興事業費 08 報償費 (講師謝礼)	△1,864
25 積	立金	13	029 基金管理事業費 25 積立金 (青少年健全育成基金利子積立金) (青少年健全育成基金運用積立金)	$(\triangle 1, 804)$ 13 13 ($\triangle 3$) (16)
8 報	償費	△105	001 教育指導事業費 08 報償費 (講師謝礼) 002 適応指導教室事業費 08 報償費 (指導助言者謝礼) (協力者謝礼)	$\triangle 50$ $\triangle 50$ ($\triangle 50$) $\triangle 55$ ($\triangle 55$) ($\triangle 52$) ($\triangle 3$)

(単位:千円)

一般会計

2項 小学校費

							補	正額の	財 源 内	訳
	芫		項 目	補正前の額	補正額	計	特	定財		一般財源
							国県支出金	地方債	その他	/4X/XI//N
10			教育費	4, 020, 722	123, 412	4, 144, 134	47, 688	106, 300	△5, 501	△25, 075
	2		小学校費	467, 235	90, 467	557, 702	30, 364	65, 300	1, 250	△6, 447
		1	学校管理費	294, 251	4, 826	299, 077			1, 250	3, 576
									寄附金	
									1, 250	
		2	教育振興費	161, 118	△10, 159	150, 959				△10, 159
	-	3	学校建設費	11, 866	95, 800	107, 666	30,364	65, 300 市債		136
							30, 364	65, 300		

一般会計

節			
区分	金 額	説	明
11 需用費	4, 021	001 小学校管理事業費 11 需用費 (消耗品費)	4, 826 4, 021 (445)
18 備品購入費	805	(光熱水費) 18 備品購入費 (管理備品)	(3, 576) 805 (805)
14 使用料及び賃 借料	△10, 159	002 教育振興事業費 14 使用料及び賃借料 (機械器具使用料)	\triangle 10, 159 \triangle 10, 159 (\triangle 10, 159)
11 需用費	100	019 小学校施設大規模改造事業費 11 需用費	95, 800 100 (100)
13 委託料	1, 200	(燃料費) 13 委託料 (設備設計委託料) 15 工事請負費	(100) 1, 200 (1, 200) 94, 500
15 工事請負費	94, 500	15 工事請負賃 (トイレ改修工事)	94, 500 (94, 500)

3項 中学校費

							補	正 額 の	財 源 内	訳
	7	款	項目	補正前の額	補正額	計	特	定財		一般財源
							国県支出金	地方債	その他	/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
10			教育費	4, 020, 722	123, 412	4, 144, 134	47, 688	106, 300	△5, 501	$\triangle 25,075$
	3		中学校費	280, 220	77, 521	357, 741	23, 668	51,000	1, 012	1, 841
		1	学校管理費	150, 847	2, 901	153, 748			1, 012	1,889
									寄附金	
									1,012	
		2	教育振興費	119, 813	△480	119, 333	△239			△241
							国庫支出金			
							△239			
		3	学校建設費	9, 560	75, 100	84, 660	23, 907	51,000		193
							国庫支出金	市債		
							23, 907	51,000		

一般会計

節			
区分	金額	説	明
11 需用費	2, 089	001 中学校管理事業費 11 需用費 (消耗品費)	2, 901 2, 089 (200)
18 備品購入費	812	(光熱水費) 18 備品購入費 (管理備品)	(1, 889) 812 (812)
20 扶助費	△480	003 就学援助奨励事業費 20 扶助費 (特別支援教育就学奨励費)	△480
11 需用費	100	011 中学校施設大規模改造事業費 11 需用費 (燃料費)	75, 100 100 (100)
13 委託料	600		(100) 600 (600) 74, 400
15 工事請負費	74, 400	(トイレ改修工事)	(74, 400)

4項 幼稚園費

							補	正額の	財 源 内	訳
	7	款	項目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
							国県支出金	地方債	その他	加又於加尔
10			教育費	4, 020, 722	123, 412	4, 144, 134	47, 688	106, 300	△5, 501	△25, 075
	4		幼稚園費	261, 999	△8, 140	253, 859	△201			△7, 939
		1	幼稚園費	261, 999	△8, 140	253, 859	△201			△7, 939
							国庫支出金			
							△201			

一般会計

節			
区分	金額	説	明
7 賃金	△7, 537	002 幼稚園管理事業費 07 賃金 (臨時職員賃金)	\triangle 7, 537 \triangle 7, 537 $(\triangle$ 7, 537)
19 負担金補助及び交付金	△603	(臨時職員員金) 003 幼稚園運営事業費 19 負担金補助及び交付金 (私立幼稚園就園奨励費補助金)	$\begin{array}{c} (\triangle 7, 537) \\ \triangle 603 \\ \triangle 603 \\ (\triangle 603) \end{array}$

5項 社会教育費

							補	正額の	財 源 内	訳
	크	款	項目	補正前の額	補正額	計	特	定財		
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
10			教育費	4, 020, 722	123, 412	4, 144, 134	47, 688	106, 300	△5, 501	△25, 075
	5		社会教育費	1, 446, 086	△28, 676	1, 417, 410	△6, 143	△8, 100	△7, 875	△6, 558
		1	社会教育総務費	292, 622	△4, 302	288, 320	△2,561 県支出金			△1,741
			4分頁				☆2,561			
		2	公民館費	113, 280	△3, 326	109, 954		△3, 100		△226
								市債		
								△3, 100		
		4	文化財保護	804, 118	△20 , 048	784, 070	△3, 582	△5,000	△7, 875	△3, 591
			費				国庫支出金	市債	諸収入	
							△3, 582	△5,000	△7, 875	

一般会計

		節			
	区 分	金	· 額	説明	
	<u> </u>	77	女		
1.0	430M		A 4 700	000 打人松女似梦中坐曲	A 4 100
13	委託料		$\triangle 4,702$	002 社会教育総務事業費 13 委託料	△4, 100 △4, 500
				(学びの教室事業委託料)	$(\triangle 1, 500)$
19	負担金補助	及	400	(地域協育振興プラン推進事業委託料)	$(\triangle 3,000)$
	び交付金			19 負担金補助及び交付金 (文化事業補助金)	400 (△100)
	0 人门亚			(市民ミュージカル開催補助金)	(500)
				013 人権教育研究推進事業費	△202
				13 委託料 (教育心理検査委託料)	$\triangle 202$ ($\triangle 202$)
15	工事請負費		$\triangle 3$, 326	013 和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業費	\triangle 3, 326
				15 工事請負費 (造成工事)	$\triangle 3,326$ ($\triangle 3,326$)
				(AE/AL 7)	(△0, 020)
7	賃金		$\triangle 3,257$	001 文化財保護推進事業費	△5, 968
				08 報償費	△80
8	報償費		△80	(講師謝礼) 09 旅費	(△80) △80
	INIMA			(費用弁償)	(△80)
0	+少弗		Λ 00	13 委託料	$\triangle 76$
9	旅費		△80	(運転業務委託料) 14 使用料及び賃借料	(△76) △150
				(施設借上料)	(△150)
11	需用費		$\triangle 2,971$	19 負担金補助及び交付金	$\triangle 5,582$
				(日本城郭協会負担金) (中津玖珠日本遺産推進協議会補助金)	$(\triangle 6)$ $(\triangle 5, 496)$
12	役務費		$\triangle 125$	(犬丸大名行列補助金)	(△40)
				(白髭神社大名行列補助金)	(△40)
13	委託料		△6, 378	002 資料館事業費 11 需用費	1,724 △1,700
10	A RUTT			(光熱水費)	$(\triangle 1,700)$
1.4		任	A 1 F7F	13 委託料 (垣澤鈴士司会館地字第四季記判)	3, 424
14	使用料及び	貝	$\triangle 1,575$	(福澤諭吉記念館指定管理委託料) (公共施設定期点検委託料)	$(3, 644)$ $(\triangle 220)$
	借料			004 埋蔵文化財発掘調査事業費	△6, 942
				07 賃金	$\triangle 3,257$
19	負担金補助	及	△5, 582	(埋蔵文化財発掘調査作業員賃金) 11 需用費	$(\triangle 3, 257) \\ \triangle 1, 271$
10				(消耗品費)	(△170)
	び交付金			(印刷製本費)	$(\triangle 1, 101)$
				12 役務費 (手数料)	$\begin{array}{c} \triangle 125 \\ (\triangle 125) \end{array}$
				13 委託料	△864
				(航空写真撮影委託料)	(△864)
				14 使用料及び賃借料 (特殊車借上料)	$\triangle 1,425$ ($\triangle 1,064$)
				(機械器具借上料)	$(\triangle 361)$

5項 社会教育費

						補	正額の	財 源 内	訳
Ž	款	項目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
						国県支出金	地方債	その他	川又於17/5年
	5	文化会館費	FO 179	△1, 000	EQ 179				△1,000
	Э	人儿云昭复	59, 172	△1,000	58, 172				△1,000

一般会計

節		
区分	金額	説 ····································
		013 中津市歴史博物館(仮称)建設事業費(都市再生整備計画事業) 13 委託料 (展示委託料) △8,862 (△8,862)
18 備品購入費	△1,000	002 文化会館・リルドリーム事業費△1,00018 備品購入費 (映写機器)△1,000 (△1,000)

10款 教育費

6項 保健体育費

						補			訳	
	7	款	項目	補正前の額 補正額 計		特 定 財			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他	, , , , , , , , ,	
10			教育費	4, 020, 722	123, 412	4, 144, 134	47, 688	106, 300	△5, 501	△25, 075
	6		保健体育費	850, 209	△601	849, 608		△1,900	99	1, 200
		1	保健体育総	96, 667	99	96, 766			99	
			務費						財産収入	
									99	
		2	体育施設費	279, 098	92	279, 190		2, 300		△2, 208
								市債		
								2,300		
								,		
		3	学校給食運	474, 444	△792	473, 652		△4, 200		3, 408
			営費					市債		
								△4, 200		

一般会計

		 節				
	区分	金	額	説	明	
25	積立金		99	005 基金管理事業費 25 積立金 (スポーツ振興基金利子積立金) (ふるさとスポーツ振興基金利子積立金) (スポーツ振興基金運用積立金) (ふるさとスポーツ振興基金運用積立金)		99 99 (5) (19) (12) (63)
1	報酬		92	002 永添運動公園事業費 01 報酬 (永添運動公園管理員報酬) 004 その他体育施設事業費 01 報酬 (三光総合運動公園野球場事業費 01 報酬 (大貞総合運動公園野球場管理員報酬)		10 10 (10) 62 62 (62) 20 20 (20)
7	賃金		△592	002 学校給食運営事業費 07 賃金 (臨時職員賃金)		△792
11	需用費		4, 157	($ \begin{array}{c} (\angle 392) \\ 4, 157 \\ (858) \\ (3, 299) \end{array} $
14	使用料及び賃 借料	ther.	△168	(九然水質) 14 使用料及び賃借料 (コピー使用料) 15 工事請負費 (設備改修工事) 18 備品購入費		$\triangle 168$ $(\triangle 168)$ $\triangle 1, 188$ $(\triangle 1, 188)$ $\triangle 3, 001$
15	工事請負費		△1, 188	(厨房機器)		$(\triangle 3,001)$
18	備品購入費	4	△3, 001			

平成31年度当初予算について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

第1表 歲入歲出予算 歳 入

款項	金額
1 市税	千円 11,043,792
1 市民税	4, 469, 987
2 固定資産税	4, 984, 092
3 軽自動車税	283, 632
4 市たばこ税	669, 386
5 入湯税	7,030
6 都市計画税	629, 665
2 地方譲与税	333, 439
1 地方揮発油譲与税	81, 587
2 自動車重量讓与税	215, 471
3 特別とん譲与税	424
4 森林環境譲与税	35, 957
3 利子割交付金	11, 881
1 利子割交付金	11, 881
4 配当割交付金	35, 004
1 配当割交付金	35, 004
5 株式等譲渡所得割交付金	27, 580
1 株式等譲渡所得割交付金	27, 580
6 地方消費税交付金	1, 690, 203
1 地方消費税交付金	1, 690, 203
7 ゴルフ場利用税交付金	7, 310
1 ゴルフ場利用税交付金	7, 310
8 自動車取得税交付金	31, 242
1 自動車取得税交付金	31, 242
9 自動車税環境性能割交付金	13, 743
1 自動車税環境性能割交付金	13, 743

款	項	金	額
10 地方特例	沙交付金		千円 213, 483
	1 地方特例交付金		80, 910
	2 子ども・子育て支援臨時交付金		132, 573
11 地方交付	t税		10, 550, 000
	1 地方交付税		10, 550, 000
12 交通安全	対策特別交付金		14, 671
	1 交通安全対策特別交付金		14, 671
13 分担金及	なび負担金		166, 197
	1 分担金		17, 908
	2 負担金		148, 289
14 使用料及	なび手数料		589, 837
	1 使用料		518, 585
	2 手数料		71, 252
15 国庫支出	台金		6, 343, 544
	1 国庫負担金		5, 034, 652
	2 国庫補助金		1, 280, 734
	3 委託金		28, 158
16 県支出金	È		3, 367, 412
	1 県負担金		1, 905, 022
	2 県補助金		1, 227, 957
	3 委託金		234, 433
17 財産収入			67, 377
	1 財産運用収入		64, 590
	2 財産売払収入		2, 787
18 寄附金			103, 302
	1 寄附金		103, 302

款	項	金	額
19 繰入金			千円 2,502,018
	1 基金繰入金		2, 502, 015
	2 特別会計繰入金		3
20 繰越金			1
	1 繰越金		1
21 諸収入			514, 566
	1 延滞金		9, 505
	2 市預金利子		1, 183
	3 貸付金元利収入		46, 981
	4 受託事業収入		14, 665
	5 雑入		442, 232
22 市債			4, 421, 000
	1 市債		4, 421, 000
	歳 入 合 計		42, 047, 602

歳 出

款	項	金	額
1 議会費			千円 274, 723
	1 議会費		274, 723
2 総務費			4, 579, 326
	1 総務管理費		3, 662, 905
	2 徴税費		421, 804
	3 戸籍住民基本台帳費		234, 034
	4 選挙費		205, 390
	5 統計調査費		22, 957
	6 監査委員費		32, 236
3 民生費			15, 644, 817
	1 社会福祉費		6, 645, 235
	2 児童福祉費		6, 964, 846
	3 生活保護費		2, 032, 079
	4 災害救助費		2, 657
4 衛生費			3, 212, 392
	1 保健衛生費		1, 853, 960
	2 清掃費		1, 358, 432
5 労働費			34, 671
	1 労働諸費		34, 671
6 農林水産	至業費		1, 974, 776
	1 農業費		1, 543, 890
	2 林業費		244, 967
	3 水産業費		185, 919
7 商工費			859, 439
	1 商工費		859, 439
8 土木費			4, 546, 199

款	項	金額
	1 土木管理費	千円 289, 833
	2 道路橋りょう費	1, 723, 286
	3 河川費	105, 960
	4 港湾費	87,772
	5 都市計画費	1, 713, 967
	6 住宅費	625, 381
9 消防費		1, 585, 450
	1 消防費	1, 585, 450
10 教育費		4, 011, 874
	1 教育総務費	727, 533
	2 小学校費	625, 921
	3 中学校費	474, 746
	4 幼稚園費	260, 917
	5 社会教育費	1, 117, 012
	6 保健体育費	805, 745
11 災害復日	日費	4
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	2
12 公債費		5, 223, 929
	1 公債費	5, 223, 929
13 諸支出金	金	2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	42, 047, 602

平成31年度当初予算 教育費歳出明細

				т	(単位:十円)
項	目	事業名	本 年 度	前 年 度	増 減
1 教育	総務費 727,53			704,603	22,930
	1 教育委	員会費	2,472	2,488	Δ 16
		教育委員会事業費	2,472		
	2 事務局		415,752	418,551	△ 2,799
		職員給与費	305,460	,	•
		学校基本調査事業費	46		
		事務局事業費	110,246		
	3 教育振	興費	304,243	278,465	25,778
		教育振興事業費	236,548		
		コンピュータ整備事業費	2,877		
		奨学金事業費	6,094		
		英語指導助手招致事業費	57,606		
		基金管理事業費	656		
		小1プロブレム対策推進事業費	462		
	4 教育指	i 導費	5,066	5,099	△ 33
		教育指導事業費	830	1	
		適応指導教室事業費	4,236		
2 小学	校費		625,921	460,469	165,452
	1 学校管	理費	295,873	292,201	3,672
		小学校管理費	267,414	1	
		小学校保健衛生事業費	23,887		
		日本スポーツ振興センター事業費	4,572		
	2 教育振	興費	200,484	161,118	39,366
		教育振興事業費	154,942	1	
		就学援助奨励事業費	43,542		
		学校教育設備整備事業費	2,000		
	3 学校建	設費	129,564	7,150	122,414
		小学校施設長寿命化改良事業費	129,564		
3 中学	校費		474,746	270,660	204,086
	1 学校管	理費	155,588	150,847	4,741
		中学校管理費	140,325		
		中学校保健衛生事業費	13,077		
		日本スポーツ振興センター事業費	2,186		
	2 教育振	興費	141,507	119,813	21,694
		教育振興事業費	100,265		
		就学援助奨励事業費	41,242		
	3 学校建	· · : : : : : : : : : : : : : : : : : :	177,651	0	177,651
		中学校施設大規模改造事業費	123,605	ļ.	•
		緑ヶ丘中学校校舎増築事業費	54,046		
4 幼稚	園費		260,917	276,528	△ 15,611
_3	1 幼稚園		260,917	276,528	Δ 15,611
		職員給与費	175,534	-	• -
		幼稚園管理事業費	34,600		
		幼稚園運営事業費	40,707		
		幼稚園保健衛生事業費	3,958		
		日本スポーツ振興センター事業費	118		
		北部幼稚園改築事業費	6,000		

平成31年度当初予算 教育費歳出明細

	1		•		(平位:111/
項	目	事業名	本 年 度	前 年 度	増 減
5 社会	教育費		1,117,012	1,422,338	△ 305,326
	1 社会教		241,507	279,355	△ 37,848
		職員給与費	162,806		
		社会教育総務事業費	56,013		
		女性学級事業費	2,615		
		高齢者教室事業費	2,512		
		青少年事業費	3,783		
		青少年地域活動事業費	259		
		家庭教育学級事業費	1,245		
		社会教育集会所事業費	2,031		
		芸術費	8,995		
		八面山文化推進事業費	346		
		人権教育研究推進事業費	902		
	2 公民館	費	386,334	113,280	273,054
		公民館事業費	117,076	,	
		和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業費	269,258		
	3 図書館	費	174,959	170,995	3,964
		職員給与費	60,716	l .	
		小幡記念図書館事業費	113,255		
		赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業費	988		
	4 文化財	保護事業費	239,631	793,454	△ 553,823
		文化財保護推進事業費	40,081		
		資料館事業費	25,578		
		文化財保護事業費	8,723		
		埋蔵文化財発掘調査事業費	41,675		
		長者屋敷官衙遺跡整備事業費	41,823		
		名勝耶馬渓整備活用事業費	4,496		
		中津市歴史博物館管理事業費	50,958		
		新中津市学校管理事業費	26,297		
	5 文化会		58,266	59,172	Δ 906
		文化会館・リルドリーム事業費	58,266	00,	
	c 牛连兴		,	6.000	10.000
	0 生涯子	習センター費	16,315	6,082	10,233
		生涯学習センター事業費	16,315		
保健	本育費		805,745	836,487	△ 30,742
	1 保健体	育総務費	90,799	85,345	5,454
		職員給与費	37,772		
		体育総務事業費	52,873		
		基金管理事業費	154		
	2 体育施	設費	237,087	279,098	△ 42 ,011
		体育施設総務事業費	4,679	,	·
		体育施設事業費	232,408		
	3 学校給	食運営費	477,859	472,044	5,815
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1,2,011	0,010
		職員給与費	118,695		
		学校給食運営事業費	288,471		
		児童生徒援助事業費	67,450		
		就学奨励事業費	3,243		
		計	4,011,874	3,971,085	40,789

中津市歴史民俗資料館設置条例を中津市歴史博物館設置条例とする全部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

中津市歴史民俗資料館設置条例を中津市歴史博物館設置条例とする全部改正についての概要

1. 提案理由

中津市歴史民俗資料館の老朽化が進み、また、図書館として建築された建物で歴史資料館として利用しづらかったことから、これを廃止し、新たに歴史博物館を設置するもの。

2. 内容

中津市歴史民俗資料館を廃止し、中津市歴史博物館を設置するため設置及び管理に関する条例を全部改正する。

3. 施行期日等

施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行

社会教育課管理·文化振興係 (内線 484)

議第 号

中津市歴史民俗資料館設置条例の全部改正について中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例

中津市歴史民俗資料館設置条例(平成4年中津市条例第17号)の全部を改正する。(目的及び設置)

第1条 市の歴史、民俗、考古等に関する資料を収集し、保存し、展示して、郷土の 歴史と文化に対する市民の知識と理解を深め、かつ、その活用を図り、もって市民 文化の向上に資するため、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
中津市歴史博物館	中津市1290番地(三ノ丁)	

(事業)

- 第3条 博物館は、次の事業を行う。
 - (1) 歴史、民俗、考古等の資料(以下「資料等」という。)の収集、保管及び 展示に関する事業
 - (2) 資料等の調査研究に関する事業
 - (3) 他の博物館、学校その他の関係機関と連絡し、及び協力する事業
 - (4) 市民の文化財に関する知識及び教養に資するために必要な事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事項 (開館時間等)
- 第4条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17 8号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(管理)

- 第6条 博物館に館長、学芸員その他の職員を置く。
- 2 委員会は、博物館の管理に必要な措置を行い、常に良好な状態に保持しなければ ならない。

(観覧料)

- 第7条 資料等を観覧しようとする者(現に観覧している者を含む。以下「観覧者」 という。)は、別表に定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、市長が 特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。
- 2 特別の展示をした場合の観覧料については、前項の規定にかかわらず別に定めることができる。
- 3 特別の事由があると認めるときは、優待券を発行し、又は観覧料を無料とする日 若しくは期間を定めることができる。

(入館等の制限)

- 第8条 委員会は、観覧者が、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館への入 館を拒み、又は退館させることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 資料等及び博物館の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) その他管理上支障があるとき又は委員会が適当でないと認めるとき。

(損害の賠償)

第9条 博物館の施設、設備又は物品を汚損し、き損し、又は滅失したものは、市長の認定に基づき、損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者)

- 第10条 委員会は、博物館の設置の目的を効果的に達成するため、必要と認めるときは、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項の規定する指定管理者をいう。 以下同じ。)に博物館の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により、指定管理者に博物館の管理を行わせる場合の当該指定管理者 が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 博物館の維持及び管理に関すること。
 - (2) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
 - (3) その他委員会が定める事項
- 3 第1項の規定により博物館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	「委員会」という。) は特	指定管理者は特に必要があると認めると きは中津市教育委員会(以下「委員会」 という。)の承認を受けて
第5条第2項	委員会は特に必要がある	指定管理者は特に必要があると認めると
	と認めるときは	きは委員会の承認を受けて
第6条第2項	委員会	指定管理者
及び第8条		

(利用料金)

- 第11条 資料等の観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の規定により、指定管理者の収入として収受させる場合の利用料金の額は、 別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管 理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、市長が別に定める場合にかぎり、利用料金を減免することができる。
- 4 第1項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第7条の規定は適用しない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、委

員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規 則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている改正前の中津市歴史民俗資料館設置条例の 規定による損害の賠償その他の行為は、改正後の中津市歴史博物館設置条例の相当 規定によりなされたものとみなす。

別表 (第7条、第11条関係)

区分	観覧料(1人1回につき)	
	個人	20人以上の団体
一般	300円	100円
中学生以下	無料	無料
教育課程に基づく教育活動	無料	無料
として小学生又は中学生を		
引率する者		
障害者及びその介助者1人	無料	無料

備考 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により都道府県知事から療育手帳の交付を受けている者をいう。

説明

中津市歴史民俗資料館を廃止し、中津市歴史博物館を設置するため、本案のように制定いたしたく提出する。

新中津市学校の設置及び管理に関する条例の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

新中津市学校の設置及び管理に関する条例制定の概要

1. 趣旨

新たに設置する新中津市学校の設置及び管理に関する条例 を制定するもの

2. 制定内容

新中津市学校の設置及び管理に関し、名称、開館時間等必要な事項を制定するもの

3. 説明

中津市歴史博物館の建設に伴い閉館した中津市歴史民俗資料館の施設を整備し、学生や一般市民の勉学、交流場所、福澤研究の拠点となる施設として設置する新中津市学校の設置及び管理に関する条例を制定するもの。

4. 施行期日等

施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内に おいて教育委員会規則で定める日から施行

> 教育委員会社会教育課管理 · 文化振興係

(内線 484)

議第 号

新中津市学校の設置及び管理に関する条例の制定について 新中津市学校の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

新中津市学校の設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第1条 市民の交流、学習及び郷土の先哲に関する研究を推進するため、新中津市学 校(以下「学校」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置		
新中津市学校	中津市1385番地1 (殿町)		

(事業)

- 第3条 学校は、次の事業を行う。
 - (1) 市民の学習の場としての利用に関すること。
 - (2) 市民の交流の場としての利用に関すること。
 - (3) 郷土の先哲の研究に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、学校の目的を達成するために必要な事業 (開館時間等)
- 第4条 学校の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、集会室は午前9時から午後9時まで使用することがで きる。

(休館日)

- 第5条 学校の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17 8号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(管理)

- 第6条 学校に館務員その他の職員を置く。
- 2 委員会は、学校の管理に必要な措置を行い、常に良好な状態に保持しなければな らない。

(使用の許可)

- 第7条 集会室を使用しようとする者は、あらかじめ委員会に申請し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用 について条件を付することができる。
- 3 委員会は、集会室を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、 使用を許可しないものとする。
 - (1) 建物又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に迷惑をかける物品又は動物の類を携行しているとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が 使用すると認めるとき。
 - (4) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (5) 学校の設置の目的に反すると認めるとき。
 - (6) その他委員会が不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し)

第8条 委員会は、第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の 各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限するこ とができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件又は委員会の指示に違反したとき。
- (3) 使用許可後に第7条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 公益上やむを得ない事情が生じたとき。

(使用料)

- 第9条 使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 2 前項の使用料は、前納とする。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、 その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限又は利用の禁止)

- 第10条 委員会は、入館者又は使用者が次の各号のいずれかに該当する者に対して は、学校への入館を拒み、退館を命じ、又は学校の利用を禁止することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) その他学校の管理運営上支障があると認められるとき。

(損害の賠償)

第11条 学校の施設、設備又は物品を汚損し、き損し、又は滅失した者は、市長の 認定に基づき、損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者)

- 第12条 委員会は、学校の設置の目的を効果的に達成するため、必要と認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に学校の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により、指定管理者に学校の管理を行わせる場合の当該指定管理者が 行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 学校の維持及び管理に関すること。
 - (2) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
 - (3) 使用の許可に関すること。
 - (4) その他委員会が定める事項
- 3 前項の規定により学校の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、次の表

の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。

第4条第1項	中津市教育委員会(以下「委員会」という。) は特に必要があると 認めるときは	指定管理者は特に必 要があると認めると きは中津市教育委員 会(以下「委員会」 という。)の承認を受 けて
第5条第2項	委員会は特に必要が あると認めるときは、	指定管理者は特に必 要があると認めると きは委員会の承認を 受けて
第6条、第7条、第8条及び第10 条	委員会	指定管理者

(利用料金)

- 第13条 学校の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入 として収受させることができる。
- 2 前項の規定により、指定管理者の収入として収受させる場合の利用料金の額は、 別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定 めるものとする。
- 3 指定管理者は、市長が別に定める場合にかぎり、利用料金を減免することができる。
- 4 第1項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第9条の規定は適用しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員 会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規 則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、開館時間は午前9時から午後9時までの間で委員会が定める時間とする。

別表(第9条関係)

区分	単位	使用料	冷暖房使用料	適用
集会室	1時間あたり	1,080円	540円	1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間と
				して計算する。 2 営利を目的とし て使用する場合は、 使用料の20割に 相当する額を加算 する。

説明

中津市歴史博物館の建設に伴い閉館した中津市歴史民俗資料館の施設を整備し、学生や一般市民の勉学、交流場所、福澤研究の拠点となる施設として新中津市学校を設置するため、本案のように制定いたしたく提出する。

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功 中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市歴史民俗史料館廃止及び中津市歴史博物館設置に伴い、名称及び休館日の改正を行なう必要があるため、条例の一部改正を行なうもの

2. 内容

- ・名称を中津市歴史民俗資料館分館から中津市歴史博物館分 館に改正を行なうもの
- ・中津市歴史博物館と休館日を合わせるもの

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

社会教育課管理·文化振興係 (内線 484)

議第 号

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例(平成8年中津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「火曜日」を「月曜日」に改め、同条第2号中「12月28日」を「12月29日」に改める。

第2条 中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例の一部を 次のように改正する。

題名中「中津市歴史民俗資料館」を「中津市歴史博物館」に改める。

第1条及び第2条の表中「中津市歴史民俗資料館」を「中津市歴史博物館」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例(平成31年中津市条例第 号)の施行の日から施行する。

説明

中津市歴史民俗資料館の廃止及び中津市歴史博物館の設置並びに休館日の見直しに伴い、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例(第1条関係)

改正後	改正前		
(休館日)	(休館日)		
第5条 医家史料館の休日は次のとおりとする。	第5条 医家史料館の休日は次のとおりとする。		
(1) 月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178	(1) <u>火曜日</u> 。ただし、当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178		
号) に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。	号) に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。		
(2) <u>12月29日</u> から翌年の1月3日まで	(2) <u>12月28日</u> から翌年の1月3日まで		

○中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例(第2条関係)

改正後	改正前
中津市歴史博物館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例	中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例
(目的及び設置)	(目的及び設置)

第1条 中津市内の医学関係史料の収集、保存、展示をとおして、中津市の第1条 中津市内の医学関係史料の収集、保存、展示をとおして、中津市の 中津市歴史博物館 に分館として医家史料館を置く。

(名称及び位置)

第2条 医家史料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

:	位置	
中津市歴史博物館	中津市1780番地(諸町)	
中津市歴史博物館	分館大江医家史料館	中津市906番地(鷹匠町)

医学、蘭学の歴史、中津藩政時代の学問の系譜、文化に対する市民の知識 医学、蘭学の歴史、中津藩政時代の学問の系譜、文化に対する市民の知識 と理解を深め、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するたと理解を深め、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するた め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、 め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、 中津市歴史民俗史料館に分館として医家史料館を置く。

(名称及び位置)

第2条 医家史料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中津市歴史民俗資料館分館村上医家史料館	中津市1780番地(諸町)
中津市歴史民俗資料館分館大江医家史料館	中津市906番地(鷹匠町)

中津市執行機関の付属機関の設置等の関する条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

中津市執行機関の付属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市歴史博物館設置に伴い、中津市博物館協議会を設置する。各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例に反映させる必要があるため、中津市執行機関の付属機関の設置等に関する条例の一部改正を行なうもの

2. 内容

中津市執行機関の付属機関の設置等に関する条例の別表第2(第2条関係)に中津市歴史博物館協議会を付属機関として加える。

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

社会教育課管理·文化振興係 (内線 484)

議第 号

中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正について 中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよ うに定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成30年中津市条例第17 号)の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項の次に次のように加える。

15の2 中	障害者の日常生活	(1) 関係行政機	2 5 人以内	2年
'		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	乙乙八四四	4
津市障害者	及び社会生活を総	関の職員		
自立支援協	合的に支援するた	(2) 学識経験を		
議会	めの法律(平成1	有する者		
	7年法律第123	(3) 障害者		
	号) 第89条の3	(4) 障害者の自		
	第2項に係る事務	立及び社会参		
		加に関する事		
		業に従事する		
		者		

別表第2の9の項の次に次のように加える。

9の2 中津	博物館法(昭和2	(1)	学校教育及	10人以内	2年
市歴史博物	6年法律第285		び社会教育		
館協議会	号)第20条第1		の関係者		
	項の規定に基づ	(2)	家庭教育の		
	き、同条第2項に		向上に資す		
	規定する事務		る活動を行		
			う者		
		(3)	その他学識		
			経験を有す		
			る者		

附則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
 (任期の特例)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱し、又は任命される中津市障害者自立支援協議会の 委員の任期は、この条例による改正後の中津市執行機関の附属機関の設置等に関す る条例別表第1の15の2の規定にかかわらず、1年とする。

(各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年中津市条例第30号) の一部を次のように改正する。

別表文化財調査委員会の項の次に次のように加える。

中津市歴史博物館	学識経験者	日額	28, 500	
協議会	委員		円	
	委員	日額	4,200円	

別表中津市障害者施策推進協議会の項の次に次のように加える。

中津市障害者自立	委員	
援協議会		

別表中「前各項に掲げる以外の委員」を「前各項及び次項に掲げる以外の委員」に改める。

説明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による中津 市障害者自立支援協議会の設置及び中津市歴史博物館協議会の設置に伴い、本案のよ うに改正いたしたく提出する。

○中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

)中津市執行機関(の附属機関の設置	等に関する条例	J						
	<u> </u>	女正後				25	正前		
表第1(第2条 長の附属機関	関係)				長第1(第2条 長の附属機関	関係)			
附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定 数	委員の任 期	附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定 数	委員の任 期
略					略				
15の2 中津 市障害者自 立支援協議 会	障害者の日 常生活及び社 会生活を総合 的に支援する ための法律(平 成17年法律第 123号)第89条 の3第2項に 係る事務	<u>政機関の職員</u> (2) 学識経 <u>験を有する</u> 者	25人以内	2年	(新設)				
略		<u>者</u>			略				
表第2(第2条 表第2(第2条 (育委員会の附属		i	i	<u>. </u>	〒 長第2(第2条 『委員会の附属		<u>i</u>		<u>i</u>
附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定 数	委員の任 期	附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定 数	委員の任 期
m/ /					m/ /				

改	江正後	改正前		
9の2 中津市 中津市歴史博物	(1)学校教育10人以内 2年	(新設)		
歴史博物館 館の運営につい	及び社会			
協議会 て審議する事務	教育関係			
	<u>者</u>			
	(2)家庭教育			
	<u>の向上に</u>			
	資する活			
	動を行な			
	<u>う者</u>			
	(3)学識経験			
	<u>のある者</u>			
略		略		

○各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例 (附則第3項関係)

改正後	改正前

別表 (第2条関係)

各種委員会委員等の報酬

職名		報酬の額		摘要
略				
文化財調査委員 会	委員	年額	11,200円	
中津市歴史博物	学識経験者委員	日額	28,500 円	
 館協議会	<u>委員</u>	日額	4,200 円	
専門委員	略	日額	4,200 円	
略	略			
中津市障害者施	委員			
策推進協議会				
中津市障害者自	委員			
立支援協議会				
略				
前各項及び次項に				
掲げる以外の委員				
略				

別表 (第2条関係)

各種委員会委員等の報酬

職名		報酬の	報酬の額	
略				
文化財調査委員会	委員	年額	11,200 円	
(新設)_				
 専門委員	略	日額	4,200 円	
略	略			
中津市障害者施	委員			
策推進協議会				
(新設)_				
略				
前各項に 掲げる以外の委員				
略				

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

中津市木村記念美術館の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市木村記念美術館の別棟の解体に伴い、和室等の使用について改正の必要があるため条例の一部改正を行なうもの

2. 内容

・別棟解体に伴い所要の改正を行なうもの

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

社会教育課文化芸術係 (内線 486)

議第 号

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の ように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例(平成22年中津市条例第28 号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「美術館本館内」を「美術館内」に改め、「並びに別棟の和室及び 茶室」を削り、「和室等」を「和室」に改める。

第8条中「和室等」を「和室」に改める。

別表第2中「本館内和室」を「館内和室」に改め、同表別棟和室1、茶室の項及び 別棟和室2の項を削る。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説明

老朽化により中津市木村記念美術館の別棟を解体するため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例

	_
改正後	
(開館時間等)	
第4条 略	1
2 前項の規定にかかわらず、 <u>美術館内</u> の和室	
(これらに附帯する施設を含む。 <u>以下「和室」という。</u>) は、午f	ij
9時から午後9時まで使用することができる。	
(使用の許可)	

第8条 和室 を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あら第8条 和室等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あら かじめ委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 略

別表第2(第9条関係)

区分	単位	使用料
和室	1時間当たり	1,080円

改正前 (開館時間等)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、美術館本館内の和室並びに別棟の和室及び 茶室(これらに附帯する施設を含む。以下「和室等」という。)は、午前 9時から午後9時まで使用することができる。

(使用の許可)

かじめ委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 略

別表第2(第9条関係)

単位	使用料
1時間当たり	1,080円
1時間当たり	640円
1時間当たり	430円
	1時間当たり 1時間当たり

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例 の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功 中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に 関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市歴史民俗資料館の廃止及び、中津市歴史博物館、新中津市学校の新設に伴い、関連条例の一部改正を行うもの

2. 内容

中津市歴史民俗資料館を廃止し、新設する中津市歴史博物館、 新中津市学校に置く、館務員等の報酬について定めるために改 正を行うもの

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

教育委員会 社会教育課 管理·文化振興係(内線484) 中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の概要

1. 提案理由

習熟度別・少人数等の授業、複式学級の一部解消を図るため、単独 で授業を行う(教員の指示を必要としない)学習補助員の配置に伴い 改正を行うもの。

2. 制定の内容

単独で授業を行う学習補助員の報酬額(時間額)を1,200円に 設定するもの

3. 施行期日等

平成31年4月1日から施行

議第 号

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例(平成27年中津市 条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

診療報酬明細書点検員	月額	120,000円	
------------	----	----------	--

1を

Γ

診療報酬明細書点検員	月額	120,000円	
就労支援員	月額	180,000円	

」に、

Γ

中津市歴史民俗資料館·分 館医家史料館館務員	月額	120,000円	
---------------------------	----	----------	--

」を

Γ

中津市歴史博物館専門員	月額	212,000円	
中津市歴史博物館·分館医 家史料館館務員	月額	120,000円	
新中津市学校館務員	月額	120,000円	

」に、

Γ

900円	

」を

Γ

学習補助員	時間額	1,200円	単独で授業を行 うもの
子自佃奶貝	時間額	900円	単独で授業を行 わないもの

に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説明

被保護者就労支援事業の実施に伴う就労支援員の配置、中津市歴史民俗資料館の廃 止及び中津市歴史博物館等の新設並びに単独で授業を行う学習補助員を配置するため、 本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例

略

j	改正後				j	改正前		
表 (第3条、第9条関係)				別家	長(第3条、第9条関係)			
Triply		報酬	/#: 1 /2.	Tribb		:	報酬	/++ - +*
職	単位	金額	備考		職	単位	金額	備考
略					略			
診療報酬明細書点検員	月額	120,000円			診療報酬明細書点検員	月額	120,000 円	
就労支援員	月額	180,000円						
略					略			
中津市歴史博物館専門員	月額	212,000円			中津市歴史民俗資料館・分館医 家資料館館務員	月額	120,000円	
中津市歴史博物館·分館医家資料 館館務員	月額	120,000円						
新中津市学校館務員	月額	120,000 円						
略					略			
学習補助員	時間額	1200円	<u>単独で授業を行</u> <u>うもの</u>		学習補助員	時間額	900円	
	時間額	900円	単独で授業を行 わないもの					
胶					収			

略

中津市体育施設条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

中津市体育施設条例の一部を改正する条例の概要

1. 趣旨

耶馬溪運動場の有効活用及び、利用者の利便性の向上のため、休日の一部を変更するもの。また、中津市総合体育館に 附帯式クライミングウォールを新設することに伴い、その使 用料を追加するもの。

2. 改正内容

耶馬溪運動場の月曜日の休館日を撤廃し、施設の有効活用 及び、利用者の利便性の向上に努める。また、中津市総合体 育館の施設としてクライミングウォールを加え、その使用料 を定める。

3. 施行期日等

平成31年4月1日

体育・給食課 スポーツ推進係 (内線 471)

議第 号

中津市体育施設条例の一部改正について

中津市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市体育施設条例の一部を改正する条例

中津市体育施設条例(昭和39年中津市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1耶馬溪運動場の項中「月曜日及び」を削る。

別表第2シ中

Γ

空調設備	メインアリー	全面	1時間当たり	1, 190円
	ナ	2分の1	1時間当たり	590円
		4分の3	1時間当たり	890円
		4分の1	1時間当たり	290円
	サブアリーナ	全面	1時間当たり	290円

」を

Γ

空調設備	メインアリー	全面	1時間当たり	1,	190円
	ナ	2分の1	1時間当たり		590円
		4分の3	1時間当たり		890円
		4分の1	1時間当たり		290円
	サブアリーナ	全面	1時間当たり		290円
クライミ	通常使用	1時間当たり	高校生以下		160円
ングウォ			一般		210円
ール	専用使用	1時間当たり	高校生以下		970円
			一般	1,	290円

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説明

耶馬溪運動場を月曜日も使用可能にすることにより利用者の利便性の向上を図るため及び中津市総合体育館にクライミングウォールを新設することに伴い、新たに使用料を規定する必要があるため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市体育施設条例

別表第1 (第3条関係)

名称	使用時間	休日
略	略	略
耶馬溪運動	午前9時から午後10時	12月29日から
場	まで	翌年の1月3日までの日
略	略	略

改正後

別表第2(第9条、第19条関係)

シ 中津市総合体育館使用料

空調設	メインアリ	全面	1時間当たり	1,190円
備	ーナ	2分の1	1時間当たり	590円
		4分の3	1時間当たり	890円
		4分の1	1時間当たり	290円
	サブアリー	全面	1時間当たり	290円
	ナ			
クライ	通常使用	1時間当たり	高校生以下	160円
ミング			一般	210円
ウォール	専用使用	1時間当たり	高校生以下	970 円
			一般	1,290円

別表第1 (第3条関係)

名称	使用時間	休日
略	略	略
耶馬溪運動	午前9時から午後10時	月曜日及び12月29日から
場	まで	翌年の1月3日までの日
略	略	略

改正前

別表第2(第9条、第19条関係)

シ 中津市総合体育館使用料

	1 1 1 = 11 19 1	11.12 47.14 1.1		
空調	メインアリ	全面	1時間当たり	1, 190円
設備	ーナ	2分の1	1時間当たり	590円
		4分の3	1時間当たり	890円
		4分の1	1時間当たり	290円
	サブアリー	全面	1時間当たり	290円
	ナ			

第2期中津市教育振興基本計画の策定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

第2期中津市教育振興基本計画の策定について

1. 提案理由

中津市教育振興基本計画の計画期間満了に伴い第2期中津 市教育振興基本計画の策定を行うもの

2. 内容

- 〇第五次中津市総合計画(なかつ安心・元気・未来プラン 2017) の教育分野の理念を目指すものとして策定。
- 〇計画期間は、第五次中津市総合計画(なかつ安心・元気・未来プラン 2017)との整合性などを総合的に考え、2019 年度からの8年間とする。
- ※第2期中津市教育振興基本計画 … 別冊

中津市子ども読書活動推進実施計画の改訂について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年2月15日提出 中津市教育委員会 教育長 廣 畑 功

中津市子ども読書活動推進実施計画 の改訂について

1. 提案理由

2014年(平成26年)に策定した中津市子ども読書活動推進 実施計画について、国・県の動向、第五次中津市総合計画(なかつ安心・元気・未来プラン2017)及び中津市教育振興基本計画を踏まえ内容の改訂を行うもの

2. 改訂内容

- 〇第五次中津市総合計画(なかつ安心・元気・未来プラン 2017) 及び中津市教育振興基本計画の内容を踏まえた構成に改訂。
- 〇計画期間を 2019 年度 (平成 31 年度) から 5 年間の計画として策定する。
- ※中津市子ども読書活動推進実施計画(案) … 別冊

2月 教育委員会 報告

日•曜	時間	催しし	物	場 所	備 考
1日(金)	9:00	福澤諭吉記念 近郊小中学村 (~3日)	交書写展	小幡記念図書館	
2日(土)	10:00	県内一周駅伝中津市選手団	結団式	中津市役所	
3日(日)	9:00	福澤諭吉先生119回忌法要、記念講演 (~12:00)		明蓮寺、リルドリーム	西澤教授講演 中津藩の明治維新 中津市学校の果たした役割
	10:00	第33回中津市スポーツ少年団駅伝交流大会		ダイハツ九州ス ポーツパーク大貞	
	15:00	福澤記念 近郊小中学校書等	写展 表彰式	小幡記念図書館	
4日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)		小幡記念図書館	
5日(火)	13:30	定例校長会議		研修室	・補助金不正受給事件 の反省と、学校での チェック指示・新中津市学校と新歴史 博物館と学校との連携が 重要
6日(水)	:	市教育課程研 統一部会			
7日(木)	14:00	保幼小に係る講演会(門田教	授)	教育福祉センター	民間・保護者等参加 『あそびのすすめ』英語版 作成
8日(金)	:	市議会臨時会			補助金不正受給に伴う 返還金にかかる補正予算 訴えの提起
	16:00	フッ化物洗口検討委員会		教育委員会室	
9日(土)	8:30	耶馬溪軽スポーツ大会		B&G海洋センター	
	10:00	末綱聡子バドミントン教室	愛媛県と協調 連携の方向 ⁻ 確認	ダイハツ九州アリーナ 義(1/28)、 で協議する旨	県内から多数参加 ・今後ジュニア育成が必要 ・5月ダイハツ全国小学生 ABC大会予選・8月全国 小学生バトミントン予選
	13:30	福澤諭吉記念 諭吉かるた大	会	錬心館	熱戦
13日(水)	9:00	大分県立美術館「おおいた美 OPAM&豊の国」地域巡回展		小幡記念図書館	
14日(木)		新歷史博物館活用推進委員	会		活用について議論
	15:30	第2回中津市特別支援連絡協	協議会	教育福祉センター	
15日(金)	13:30	定例教育委員会		教育委員会室	来年度事業について意見交換
18日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)		小幡記念図書館	
	15:30	市人研担当者会議		中津下毛教育会館	
19日(火)	15:30	第2回労働安全衛生委員会		研修室	
20日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会		小幡記念図書館	
	15:30	第2回特別支援教育コーディネーター会議		中津下毛教育会館	
21日(木)	15:00	第2回いじめ問題対策連絡協議会		教育委員会室	
22日(金)	19:00	県内一周駅伝中津市選手団	解団式	中津市役所	
25日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)		小幡記念図書館	
	15:30	第2回保幼小連携協議会		中津下毛教育会館	

3月 教育委員会行事予定表

日•曜	時間	催し物	場 所	主催•担当課等	出席依頼者
1日(金)	:	市議会一般質問(2/26~3/1)			
2目(土)	8:30	耶馬溪フットサル交流会	耶馬溪海洋センター	体協耶馬溪支部	
	13:00	津民地区公民館まつり	津民地区公民館	耶馬溪公民館	
3目(目)	9:00	三光文化祭	三光公民館	社会教育課	
	9:00	深耶馬地区公民館まつり	深耶馬地区公民館	耶馬溪公民館	
	10:00	平成30年度まなびんフェスタ	まなびん館	社会教育課	
	13:00	城井地区公民館まつり	城井地区公民館	耶馬溪公民館	
4日(月)	10:00	「第33回国民文化祭中津市実行委員会、第18回全国障害者芸術·文化祭中津市実行委員会」第3回総会	図書館研修室	社会教育課	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
5日(火)	:				
6日(水)	:				
7日(木)	:	市議会議案質疑			
8日(金)	:	中学校卒業式	各中学校	学校教育課	
9日(土)	13:00	平成30年度中津市生涯学習大学 大学祭及び閉講式	中津文化会館	社会教育課	
10日(日)	9:30	大幡コミュニティーセンター祭り	大幡コミュニティーセンター		
	10:00	やまくに生涯学習まつり	コアやまくに	社会教育課	
	13:00	下郷地区公民館まつり	下郷地区公民館	耶馬溪公民館	
11日(月)	:	市議会議案質疑			
	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
12日(火)	:				
13日(水)	:	市議会教育建設委員会			
	19:00	ョガ健康教室in耶馬溪	耶馬溪海洋センター	体協耶馬溪支部	
14日(木)	:				
15日(金)	:				
16日(土)		本耶馬渓公民館まつり(~17日)	本耶馬渓公民館	社会教育課	
		平成30年度中津市「協育」フォーラム	小楠コミュニティーセンター	社会教育課	
17日(日)	:				
18日(月)		おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
19日(火)	:				
20日(水)		あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	:	小学校卒業式	各小学校	学校教育課	
01 5 ()	14:00	日本遺産トークイベント	小幡記念図書館	社会教育課	
21日(木)	:	± → → → → → → → → → → → → → → → → → → →			
22日(金)	:	市議会最終日	夕 从 # 图	₩₩₩ ₩ ₩	
00 17 (1)	:	幼稚園卒園式	各幼稚園	学校教育課	
23日(土)	:				
24日(日)	11 : 00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小採記今回書館	
25日(月)		修了式		小幡記念図書館 学校教育課	
26日(火) 27日(水)	:	115 1 1-1	各小中学校	一丁汉	
28日(木)	9:00		耶馬溪公民館	耶馬溪支所地域振興課	
29日(金)		定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
43日 (並)	18:30	た例教育安貞云 ミュージカル「山国川奇譚 鶴市愛歌」	中津文化会館	教育総務課 社会教育課	秋月文化
30日(土)		一 イルバ・川岡川 町帯 特川 发歌」	T件入1L云路	工云钗目咊	
	:				
31日(日)	:				